

令和3年第7回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和3年7月30日(金) 14時00分～14時30分

1 場 所 南有馬庁舎 3階中会議室

1 出席者の氏名

教育長	永 田 良 二
教育委員	松 尾 哲
教育委員	塩 田 絹 代
教育委員	吉 田 英 則
教育委員	中 村 一 也

1 欠席者の氏名

1 構成員以外の出席者の氏名

教育次長	栗 田 一 政
教育総務課長	苑 田 和 良
学校教育課長	本 村 英 治
生涯学習課長	岡 野 俊 作
文化財課長	岡 野 博 明
世界遺産推進室長	松 本 慎 二
教育総務課教育総務班長	井 上 実

1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

第6 その他

- (1) 南島原市小・中学校児童生徒学習用端末等使用規程について
- (2) 準要保護児童生徒就学援助の認定について
- (3) 中学校教科用図書採択について
- (4) 次回教育委員会定例会の開催について
- (5) その他

第7 閉会

日程 第1 開会

永田教育長

それでは、只今から、「令和3年第7回定例会」を開会いたします。

日程 第2 前回会議録の承認

永田教育長

日程第2「前回会議録の承認」ですが、委員の皆さんには、事前にご確認をいただいております。

署名人は、前回の会議におきまして、「吉田委員」を指名しておりましたので、ここで、署名をお願いいたします。

〈令和3年第6回定例会…吉田委員が署名〉

日程 第3 会議録署名人の指名

永田教育長

日程第3「会議録署名人の指名」ですが、今回は、「中村委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

それでは、会議録署名人に「中村委員」を指名いたします。

日程 第4 教育長報告

永田教育長

日程第4「教育長報告」を行います。

この報告につきましては、教育次長から説明させます。

教育次長

(別紙により、令和3年7月1日から令和3年7月28日までの諸会議及び諸行事の結果等の概要について報告)

永田教育長

只今の報告について、何かお尋ねなどはございませんか。

特にないようですので、以上で、「教育長報告」を終わります。

日程 第5 議案審議

永田教育長

続きまして、日程第5「議案審議」ですが、今回は審議する議案は、ございません。

日程 第6 その他

永田教育長

続きまして、日程第6「その他」に移ります。

永田教育長

第1号「南島原市小・中学校児童生徒学習用端末等使用規程について」を議題とします。

この規程については、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は代理させる規則第4条の規定により、7月6日付けで決定し、既に7月15日から施行しております。

内容について、担当課長から説明させます。

本村 学校教育課長

学校教育課長

「南島原市小・中学校児童生徒学習用端末使用規程について」を説明させてい

たきます。

本規定は、国のGIGAスクール構想の実現のため、令和3年2月以降に本市小・中学校に2,260台（学習用端末は2,162台）の端末を導入しましたが、児童生徒に貸与する学習用の情報機器及びその付属品の使用に関し、必要な事項を定めるものであります。

なお、この規定につきましては、「南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は代理させる規則」第5条の規定により、報告するものであります。

まず、本市のGIGAスクール構想に伴う、1人1台端末の運用状況についてご説明いたします。

国が推進してきましたGIGAスクール構想ですが、コロナ禍により前倒しをして整備するよう令和2年度に通知を行いました。このことにより、本市ではすべての学校に無線LAN通信環境整備を11月に完了し、また、小学4年生から中学3年生までの全児童生徒に学習用端末及び教師用の端末を2月に完了しました。2月以降には、児童生徒が使用を始めております。

市教育委員会といたしましては、指導する教職員の指導技能向上を目的として、2月に学習用端末説明会を開始し、マイクロソフト社と連携したオンライン研修、教職員研修「あかつき」での講座計画、市学力向上推進員による先進地視察を行い、提案授業を予定しております。夏季休業に入った今週は、月曜日に県教育委員会主催のGIGAスクール地区別研修会、昨日は市教委主催の学習用端末を活用したプログラミング講座を実施しました。今後、計画的に研修を進めてまいります。

1ページをご覧ください。

本規則の全文についてお示ししております。

第1条では「趣旨」で、内容につきましては、先ほどご説明したとおりです。

第2条では「使用の目的」を規定しております。学校の教育課程に則った学習活動の充実に資するとともに、児童生徒に学習指導要領の示す資質、能力を身に付けさせることを目的としております。（情報活用能力）

第3条では「使用者」について、第4条では、「使用者の努め」を示していますが、1項では、原則として学校内で使用するとしています。5項において個人情報に関すること、6項ではセキュリティ対策を7項ではクラウドサービスについて規定しております。

第5条では、学校外での使用について規定しております1項1号では校外での学習活動に使用する場合、2号では家庭等での家庭学習、健康観察、学校との連絡等に使用する場合、3号ではその他必要と認められる場合としております。このことにより、校外学習や長期休業や臨時休業等での家庭での使用が可能となっております。

また、2項において保護者に端末を持ち帰るにあたっての「同意書」の提出を

求めるようにしています。

別記様式については、5ページにお示ししております。持ち帰る際の使用方法、留意事項、障害、事故への対応について明示しているところです。

2ページに戻っていただき、4項では、家庭等で故意に学習用の端末を損傷させ、又は滅失させたとき、学校の指示に従わなかったことにより学習用の端末等に障害が生じ、その全部又は一部が使用できなくなったときは、保護者にその損害の賠償を求めるとしています。ただし、災害等でその他使用者等の責めによらない自由による場合は、この限りでないとしております。

第6条では、「総括管理責任者」（学校教育課長）について、第7条に学校教育課の「管理担当者及び運用担当者」を置くよう規定しております。

第8条では、各学校に置く「校内管理責任者及び校内運用担当者」とその役割を規定しております。

第9条「障害、事故等の報告」を、第10条に「その他」を規定しております。附則により、本規定は、7月15日から施行するとしています。

以上で、「南島原市小・中学校児童生徒学習用端末等使用規程について」の報告を終わります。

永田教育長
松尾委員

この件について、何か質疑などはございませんか。

端末を家に持ち帰る回数ほどの程度をお考えですか？

同意書の提出はその都度必要になるのか？それとも頻繁に持ち帰る場合などは、例えば年度当初1回で済むのか？

学校教育課長

今年度は準備が整い次第8月9日以降の持ち帰りを考えていましたが、セキュリティソフトの設定が遅れていることから、8月20日以降に持ち帰りを実施したいと考えております。

今年度につきましては、長期休業中のみを想定しておりますが、どうしても臨時休業等で使わなければならなくなった場合は、持ち帰りを検討したいと思っております。

次に同意書の提出につきましては、今年度はスタートの年ですので夏季休業中の8月9日に提出してもらおうようお願いしております。

遅くとも8月20日までは提出いただきたいと考えております。

次年度以降につきましては、来年度の年度初めに再度同意書を提出していただければ、その後は、新入生等に提出してもらおうよう考えております。

永田教育長
吉田委員

他にございませんか。

インストールなど違反をした場合は、セキュリティや点検などはどのようにお考えですか？

学校教育課長

違反をした場合の対応についてのお尋ねですが、認められていないソフトウェアなどはインストールできないようになっております

学校で必要なアプリケーション等があれば学校教育課に申請していただき、検討したうえで行うこととなります。

また、セキュリティソフトによって、どの端末がどのサイトにアクセスしたか把握出来るようになっております。

間違っって接続する場合もあると思いますが、頻度が頻繁になるようでしたら学校を通じて指導するよう考えております。

永田教育長

他にございませんか。

特にないようですので、第1号の報告を終わります。

永田教育長

第2号「準要保護児童生徒就学援助の認定について」を議題とします。

この案件につきましては、個人情報が含まれておりますので、非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

この案件は、非公開といたします。

〈非公開の説明〉

永田教育長

中学校 認定 1人

本件につきましては、認定の基準に該当しており、「就学援助」の対象者として認定しました。

以上の報告をもって了承をお願いします。

永田教育長

次に、第3号「中学校教科用図書の採択について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

「中学校社会の教科書採択替え」について報告させていただきます。資料は別紙で配付している「採択の方法」をご覧ください。

この件につきましても、「南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は代理させる規則」第5条の規定により、報告するものであります。

中学校用教科書社会（歴史分野）において、自由社の「新しい歴史教科書」が、一旦、文部科学大臣の検定審査不合格となったものの、再申請した後、検定合格を経て令和3年度に発行されることとなりました。

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条では、政令で定める期間（4年）同一の教科用図書を採択するものとする規定されています。

また、「同施行規則」6条では、「新たに発行されることとなった教科用図書がある場合、採択替えを行うことができる。」と規定されています。

このことから、中学校の教科書採択につきましては、令和2年度に「採択業務」を行い、令和3年度に採択された新教科書が、現在使用されているところです。

ご存知のように教科書採択の権限は、市教育委員会にあります。（資料の下から2段目に示しているところ）

通常の採択業務は、長崎県教育委員会が作成した「採択資料」を参考に、選定委員会、採択協議会がその作業を行います。本市は島原市・雲仙市とともに県が指定した「共同採択地区」であり、採択地区協議会（下から3段目から上の過程）を経て、市教育委員会で採択される流れとなっています。

令和2年度の採択業務では、島原・雲仙・南島原地区教科用図書採択協議会において、4年間継続して使用することを考慮し、慎重な協議を経て、教科書採択がなされているところです。

ここまでの経緯として、4月に3市（島原・雲仙・南島原）では、「採択替えを行わない」意向であることを確認しております。

また、7月に3市の学校教育課長間で協議し、「採択替えを行わない」意向であることを改めて確認しております。

これらのことから、本市教育委員会としては、中学校教科書社会（歴史的分野）の採択替えは行わないことで教育長の決裁を得ております。

教育委員の皆様には、ご了解いただき、ご報告といたします。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長

他にございませんか。

特にないようですので、第3号の報告を終わります。

永田教育長

次に、第4号の「次回教育委員会定例会の開催について」でございますが、次回の定例会は、8月27日、金曜日、午後2時から開催する予定としておりますので、よろしく申し上げます。

永田教育長

最後に、第5号の「その他」でございますが、皆様方から、何かございませんでしょうか。

永田教育長

特にないようですので、第5号の「その他」を終わります。

日程 第7 閉会

永田教育長

以上を持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。

委員の皆様、大変、お疲れさまでございました。

閉会 14時30分

会議録署名人

教育委員

記録職員